

令和4年4月6日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会
一般社団法人 日本卸電力取引所

電力スポット市場における複数件の誤入札発生について(注意喚起)

令和3年12月から令和4年2月にかけて、電力スポット市場において、誤入札があったことを複数件確認しています。誤入札の発生は、卸電力市場に対する信頼を損ねかねないため、報告を受けた事案に関し情報提供するとともに、各入札参加者における入札行動についてより一層の注意を促すものです。

1. 概要

一般社団法人日本卸電力取引所(以下、JEPX という)電力スポット市場において、下記の通り、取引参加者による本来意図していた入札量・価格とは異なる内容での入札(誤入札)が複数件あったことが判明しましたのでお知らせします。

- 入札案作成ツールに取り込むデータの選択を誤ったため入札量を増大させた事案
- 需給管理システムについて、コミュニケーションエラーにより通常操作する必要のない操作をしたため入札量を増大させた事案
- 顧客管理システムにおける契約容量の誤入力に気づかないまま当該データに基づき買入札量を入力したため入札量を増大させた事案
- 入札内容の修正差し替えに伴い修正前の入札を取り消したと思っただが、実際には取り消されていなかったため入札量を増大させた事案

2. 電力・ガス取引監視等委員会の対応

同委員会により、上記事案に至った各事業者において事実関係の調査を実施したところ、いずれの事業者にも市場相場を変動させる意図は確認されませんでした。今後同様の入札行動が繰り返される場合には厳重な措置があり得る旨を指摘し、再発防止策の徹底を求めました。

3. JEPX 入札参加事業者各位

本来意図していた入札量・価格とは異なる内容で入札することは、他の入札参加者の約定機会を奪う可能性を生じさせるのみならず、卸電力市場全体の信頼を損ねかねないものです。

また、誤入札を行った事業者においても、余剰電力の処分や追加供給力の調達の必要が生じる可能性がある点で多大な損失を生じさせかねません。このような入札行動が繰り返された場合には市場相場を人為的に操作する行為と評価される可能性もあり、その場合、JEPX 取引会員規程に基づく過怠金の賦課や取引制限等の処分、さらには電気事業法上の業務改善勧告の対象となり得ます。

卸電力市場における適正な取引確保の観点から、取引参加者におかれては、適正な管理体制の構築や担当者への研修の実施等を通して、誤入札を生じさせることのないようにより一層の注意を尽くしていただくよう喚起します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引制度企画室長 東

担当者:住田、上條、竹内、浮ヶ谷

電話:03-3501-1552(直通)

一般社団法人 日本卸電力取引所 事務局

企画業務部長 國松

電話:03-5765-5477